

平成 28 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん、燃え殻、放流水及び周縁地下水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

その結果は次のとおりです。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表 1）

検査を行った 8 施設における排出ガス中のダイオキシン類の測定結果は、1 施設を除き大気排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表 2）

検査を行った 6 事業場における排水中のダイオキシン類の測定結果は、全て水質排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表 3 (1)）

検査を行った 2 施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類の測定結果は、全てばいじん等の処理に係る基準を下回っていました。

(4) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表 3 (2)）

検査を行った 2 施設における放流水のダイオキシン類の測定結果は、全て維持管理の基準に適合していました。

また、周縁地下水については、最終処分場からの影響の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である 1 pg-TEQ/L を参考としており、検査を行った 2 施設における周縁地下水のダイオキシン類の測定結果は、全て地下水の環境基準に適合していました。

2 排出ガスが大気排出基準に不適合であった廃棄物焼却炉への対応

県は、大気排出基準に不適合であった廃棄物焼却炉の設置者に対して改善命令を行いました。

3 今後の対応

今後も工場・事業場に対して立入検査を継続し、排出基準、ばいじん等の処理に係る基準及び維持管理の基準の遵守状況を把握するとともに、排出削減を指導していきます。

表1 大気基準適用施設の行政検査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	加山興業(株) 豊川事業所	豊川市南千両二丁目1番	廃棄物焼却炉	H28.7.21	0.026	10
2	(株)豊栄商会 碧南工場	碧南市須磨町1番23	アルミニウム合金製造施設	H28.11.17	0.047	1
3	碧海工機(株) ダイカスト工場	西尾市寺津町五の割横道西1	アルミニウム合金製造施設	H28.9.9	0.018	1
4	(株)ワトワメディカル	大府市横根町坊主山1-141	廃棄物焼却炉	H28.4.28	0.069	5
5	尾張旭市長久手市衛生組合 昭和苑	尾張旭市下井町勿内2344-3	廃棄物焼却炉	H28.6.16	0.023	10
6	阪和流通センター名古屋(株)	海部郡飛島村金岡13	アルミニウム合金製造施設	H28.11.10	0.070	5
7	トーエイ(株) リサイクルセンター	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田74番	廃棄物焼却炉	H28.10.13	41	10
8	旭有機材(株) 愛知工場	丹羽郡扶桑町大字南山名字新津26-4	廃棄物焼却炉	H28.10.20	0.010	1

(注) 1 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 水質基準適用事業場の行政検査結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	一宮市西部浄化センター	一宮市萩原町花井方 古川新田 10	15-イ、18	H28.9.7	0.013	10
2	矢作川浄化センター	西尾市港町 1	15-イ、18	H28.9.5	0.0036	
3	五条川左岸浄化センター	小牧市新小木 4-47	15-イ、18	H28.9.5	0.00051	
4	王子マテリア(株) 祖父江工場	稲沢市祖父江町祖父 江外平 150	15-イ	H28.7.11	0.015	
5	出光興産(株) 愛知製油所	知多市南浜町 11	15-イ	H28.7.12	0.015	
6	知多市南部浄化センター	知多市南浜町 25	15-イ、18	H28.7.12	0.00083	

- (注) 1 pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は6ページ参照。

表 3 廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻

(単位 : ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の 種類	採取 年月日	測定結果	ばいじん等 の処理に 係る基準 (注1)	備考
西尾市クリーンセンター	西尾市吉良町 岡山大岩山 65	一般廃棄物	ばいじん	H28. 12. 13	1. 8	3	既設
			焼却灰	H28. 12. 13	0. 0094		
アイシン精機株式会社 西尾ダイカスト工場	西尾市南中根 町小割 80	産業廃棄物	ばいじん	H29. 1. 26	0		新設
			焼却灰	H29. 1. 26	0. 000014		

(注) 1 ばいじん等の処理に係る基準とは、これらの処分（再生することを含む。）を行う場合に適用される基準である。なお、既設施設（H12. 1. 14 以前に設置された施設）から発生したばいじん等について、定められた方法で処理する場合は、基準は適用されない（詳細は 7 ページ参照。）。

2 ng（ナノグラム）：10 億分の 1g

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位 : pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の 種類	採取 年月日	測定結果	廃棄物 最終処分場の 維持管理の基準
クリーン開発株式会社 産業廃棄物 管理型最終処分場	瀬戸市余床 町 380 番外 88 筆	産業廃棄物	放流水	H29. 1. 19	0. 00057	10
			周縁地下水	H29. 1. 19	0. 0015	(注 1)
西尾市平原地区一 般廃棄物最終処分 場	西尾市平原 町花籠 60-1	一般廃棄物	放流水	H28. 12. 5	0. 026	10
			周縁地下水	H28. 12. 5	0. 0025	(注 1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である 1 pg-TEQ/L を参考としている。

2 pg（ピコグラム）：1 兆分の 1g

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鋳製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	5
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	10
		同 200kg/h 未満	

- (注) 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。
- 2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。
- 3 ng（ナノグラム）：10億分の1g
- 4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水水）

(単位：pg-TEQ/L)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設の うち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、 次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同 処理施設	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も
毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物最終処分場の維持管理の基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）について

ばいじん等の処理に係る基準は以下のとおりです。

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）

（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	ばいじん等の処理に係る基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

（注）1 ばいじん等の処理に係る基準とは、処分（再生することを含む。）を行う際に適用される基準を言い、含有量で定められている。ばいじん、燃え殻の処分を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。

2 既設施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分する場合、この基準は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理の基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1pg-TEQ/Lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/Lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。